

茨城県植物園 木製家具製作業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について

公募型プロポーザル方式について、次のとおり公告する。

本プロポーザルについて参加を希望する者は、下記により関係書類を作成の上、提出されたい。

令和7年 6月13日

茨城県知事 大井川 和彦

1 業務の概要

(1) 業務名

茨城県植物園 木製家具製作業務委託

(2) 目的

市町村における木材利用の促進及び木製品の普及啓発を図るために、市町村施設での導入のモデルとして、リニューアル工事により飲食施設や屋外の休憩スペース等を整備している茨城県植物園に県産木材を活用した木製品を導入する。

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 設置場所

茨城県植物園（那珂市 戸 地内）

(5) 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年10月24日（金）

(6) 委託料上限額

20,530,000 円（税込）

2 担当部局

茨城県農林水産部林政課森づくり推進室

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

TEL 029-301-4021 FAX 029-301-4039

Email rinsei3@pref.ibaraki.lg.jp

3 参加者の資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、全ての構成員が次に掲げる全ての要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

- (4) 茨城県物品調達等競争入札参加有資格者名簿に営業種目区分の大分類が「03 家具類」、小分類「1 木製家具」で登録している者又は本入札案件を取扱可能種目としている者で、茨城県内に本店を有すること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。
- (7) 過去10年間に類似の家具製作業務（茨城県産木材を用いて家具を製作・加工し、納品した業務）を元請けとして履行した実績があること。

4 応募手続き等に関する事項

(1) 質問の受付・回答の公表

本プロポーザルに関する質疑の受付は下記のとおりとする。

なお、質疑は、参加表明書、企画提案書等の作成及び提出に関する事項、並びに本業務に関する事項とし、審査及び評価に関する質問並びに提案内容に関する質問は受け付けない。

- ① 提出期限：令和7年6月23日（月） 16時まで（必着）
- ② 提出方法：質疑書（様式1）に必要事項を記入し、電子メールにて提出すること。
また、提出後は速やかに担当課へ電話にて到着確認を行うこと。
なお、電話及び口頭による質問は受け付けない。
- ③ 回答方法：令和7年6月24日（火）までに茨城県公式ホームページに掲載する。

(2) 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、下記のとおり参加表明書を提出すること。

- ① 提出期限：令和7年6月25日（水）17時まで（必着）
- ② 提出方法：担当課へ持参又は郵送（書留郵便に限る）
（持参の場合は、土・日及び祝日を除く8時30分から17時までの間に持参すること。）
- ③ 提出書類：参加表明書（様式2） 原本1部
業務実績調書（様式3） 原本1部
- ④ 留意事項：業務実績調書に記載する実績は、過去10年間に類似の家具製作業務（茨城県産木材を用いて家具を製作・加工し、納品した業務）を5件以内で記載すること。
また、それを証明する書類（契約書の写し、県産木材の使用が確認できる資料等）及び成果物の写真を添付すること。

5 企画提案書等に関する事項

本プロポーザルに参加しようとする者は、下記のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 企画提案書の作成及び提出

- ① 提出期限：令和7年7月7日（月）17時まで（必着）

② 提出方法：担当課へ持参又は郵送（書留郵便に限る）

（持参の場合は、土・日及び祝日を除く 8 時 30 分から 17 時までの間に持参すること）

③ 提出書類：企画提案書（任意様式） 原本 1 部、副本 5 部

- ・提案内容は、「6 審査方法等に関する事項（2）評価項目」の企画提案の評価事項を踏まえて、簡潔かつ明瞭に記述すること。
- ・企画提案書に、図、絵、写真等を使用することは可とする。
- ・参加者の特定につながる表現（会社名、社員名等）、文言及びマーク等は記載しないこと。
- ・企画提案書は、プレゼンテーション時に使用する。なお、プレゼンテーションはプロジェクターを用いて企画提案書をスクリーンに投影して行う予定であるため、審査委員会までにデータを電子メールにて提出すること。

積算内訳書（任意様式） 原本 1 部、副本 5 部

- ・積算根拠がわかるように各家具の経費内訳（数量、単価、金額等）を記載すること。また、搬入・設置費用も含めること。

- ④ 留意事項：
- ・提案は 1 者につき 1 提案（共同提案の場合は 1 グループにつき 1 提案）とし、複数提案を認めない。
 - ・共同提案の構成員は、別の共同提案の構成員となることはできないほか、単独で提案することを認めない。
 - ・提出した企画提案書の差し替え等は原則認めない。ただし、明らかな誤字等の修正で県が認めた場合はこの限りではない。

6 審査方法等に関する事項

（1）審査方法

審査委員会において、企画提案書に関するプレゼンテーション及び質疑応答を行い、各委員の総合評価点を平均し、平均総合評価点が高いものから順位をつけて最も高い者を第 1 位受託候補者とする。

なお、参加者が 1 者のみであってもプロポーザルが成立することとし、審査を行うが、平均総合評価点が 60 点未満の場合には受託候補者として選定しない。

①審査委員会の開催

日 時：令和 7 年 7 月 9 日（水）～14 日（月）（予定）

※上記のいずれかの日で開催する。

※正式な開催日時等の詳細については、参加者あて別途通知する。

開催場所：茨城県庁（予定）

実施方法：提出された企画提案書に基づき、指定した日時にプレゼンテーションを行う。

1 者ずつ個別に実施する方法とし、1 者の持ち時間はプレゼンテーション 20 分及び質疑応答 10 分の計 30 分を予定している。

なお、プレゼンテーションの際に塗装・張地見本、模型・サンプル等を提示することは可とする。

留意事項：審査委員会は非公開とするほか、参加者は会社名を特定できる表現や名札等の装着を避けること。

②審査結果の通知

審査結果については、参加者全員に通知するほか、茨城県公式ホームページで公表する。
なお、審査結果についての異議は受け付けない。

(2) 評価項目

評価項目及び評価事項等は、以下のとおりとする。

評価項目		評価事項	配点
企画提案	製作内容	事業目的及び仕様書を十分に理解し、県が要求する内容を満たしているか。	10 点
	企画・デザイン	木製家具としての波及性が期待できるほか、実用性の高い提案がされているか。	20 点
	業務計画	製作体制や業務のスケジュールについての検討がされているか。	10 点
	県産木材の利用	県産木材を積極的に取り入れた提案になっているか。	20 点
	県内製作の可否	県内に製作可能な工場がある等の県内での利用促進、県内産業の発展に期待ができるか。	10 点
プレゼンテーション	説明内容	分かりやすく、説得力のある説明か。 積極的に取組む姿勢が見られるか。	20 点
積算内訳	見積金額	経費内訳が妥当か。	10 点
(総合評価点 合計)			100 点